

## 誘導施策について

## 1. 居住に関する誘導施策

届け出制度の活用による居住誘導区域へ居住の意識づけの他、居住に関する誘導施策

## ① 全世代向けの誘導施策

- ★区画整理事業の推進（北部・南部）（P76）
- ★空き家バンク活用事業の充実（改修支援）（P78）  
→○居住誘導区域内における支援の充実
- ★公共施設等のユニバーサルデザイン・バリアフリーの推進（P44）  
→○優先順位的配慮は考えられないか。
- ★下水道などの整備（P80）  
→○優先順位的配慮や長期計画等の見直しの検討

## ② 若い世代及びUターン者向けの誘導施策

- ★子育て支援の充実（P38-39）
- ★地域商業等支援事業（新規創業などの支援）
- ★高速情報通信基盤の整備（P72）

## ③ 高齢者など向けの誘導施策

- ★保健センターを中心とした健康づくり推進事業の充実（P40-41）
- ★高齢者・障がい者が安心して暮らせる環境の充実（P43）

## ④ 安心・安全なまちづくりに向けての誘導施策

- ★防災体制の充実（P85）
  - ・自主防災組織の運営支援（事業費補助）
  - ・先端技術を活用した防災情報の提供
- 防災公園の整備（P66）
- 浸水対策の推進
- 避難施設の充実（洪水避難協力体制の構築、ホテルなどの活用）

## ⑤ 公共交通等に関する施策

- ★地域交通対策事業（P71）  
持続可能な公共交通体系の整備
- 自転車活用推進事業等（P67）
  - ・自転車ネットワーク計画の作成・実施
- 交通結節点機能の強化
  - EAGAの活用促進（必要施設の入居促進・維持）
  - 乗継・待合環境の改善検討

★は総合振興計画などで記載があるもの

※ 居住誘導区域に特化するものと、居住誘導区域内の場合の割り増しを検討するものを整理する必要がある

## 2. 都市機能増進施設の維持・充実施策

### (1) 中心市街地エリア

#### ① 交通結節点機能の充実

○駅北側の都市機能の充実

#### ② 都市機能増進施設の立地の促進

誘導施設を明記することで、民間事業者の整備を促進

- ・高齢者の健康づくりの場、若者の居場所等  
(都市安全確保拠点整備事業などの活用)

#### ③ 都市機能増進施設の維持

誘導施設を設定することで、現在ある施設の撤退などの抑制、補完の推進

- ・医療施設、商業施設、金融施設などの維持

### (2) 高津エリア

#### ① 都市機能増進施設の維持

誘導施設を設定することで、現在ある施設の撤退などの抑制、補完の推進

- ・商業施設などの維持

## 参考誘導施設（案）

基本的には、現在ある施設の維持・充実を図ることを念頭に施設を設定します。

### 誘導施設（案）

都市機能誘導区域		中心市街地エリア	高津エリア
種類	施設	既存施設例	既存施設例
行政	国・県の機関	益田合同庁舎等	
	市の機関 (中枢的な行政機能)	益田市役所	
商業	複合商業施設	キヌヤSC、イオン	ゆめタウン
	スーパーなど	キヌヤ、Aコープ	
	ホームセンター	ジュンテンドー、ナフコ	ジュンテンドー
	ドラッグストア	ウェルシア、ダイレックス	ウェルネス、コスモス
医療	病院	益田赤十字病院等	
文化	博物館・美術館	石見美術館、いわみ芸術劇場	
	図書館	市立図書館	
交流	交流施設	島根県芸術文化センター「グラントワ」、市民学習センター	
教育研究	短期大学、専門学校等	県立石見高等看護学院	
運動	ジム、フィットネス等	太陽フィットネスクラブ石見、益田スイミングクラブ	
金融	金融機関支店・郵便局	山陰合同銀行、益田信用組合、島根銀行等、益田郵便局等	
交通	鉄道駅	JR 益田駅	
	駐車場	市営駐車場等	

- ※ 高齢者福祉施設等の福祉機能や保育所、幼稚園などの子育て支援機能、診療所等については、市内の各地域に満遍なく立地し、身近にサービスが提供されることが望ましいと考えられることから、誘導施設として設定しないが、このエリアへの立地を妨げるものではない。
- ※ 小・中学校も居住環境として欠かせない施設ではあるが、人口分布などを基に公共が適正に配置する施設であるという観点から特に誘導施設として設定しないが、このエリアへの立地を妨げるものではない。
- ※ 商業施設については、分類（業種）による設定ではなく、店舗面積が1,000㎡を超える大型商業施設など、施設規模による設定を検討する。